

議案第142号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和4年3月31日限りで新潟県市町村総合事務組合から阿賀北広域組合を脱退させ、令和4年4月1日から加茂市及び加茂市・田上町消防衛生保育組合を共同処理する事務に加入させることに伴って、新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和3年11月30日提出

上越市長 中川 幹 太

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「、阿賀北広域組合」を削る。

別表第2の1の項中「、阿賀北広域組合」を削り、同表2の項及び3の項中「小千谷市」の次に「、加茂市」を、「新発田地域広域事務組合」の次に「、加茂市・田上町消防衛生保育組合」を加え、「、阿賀北広域組合」を削り、同表4の項から6の項までの規定中「、阿賀北広域組合」を削る。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。